

## 排出抑制促進措置に係る定期報告について

平成20年3月

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第7条の6に基づく定期の報告については、以下のとおり運用することとする。

1．法第7条の6において、排出抑制促進措置に係る定期報告は主務大臣に対して報告することとされており、法第43条第1項第1号は、排出抑制促進措置の主務大臣について、容器包装を用いる商品の販売等の実態を踏まえて、適切に勧告、公表等の措置を行う必要があることから、当該容器包装を用いて行う事業を所管する大臣としている。

一方、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第5条は、容器包装多量利用事業者の業種として、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業を定めており、この業種分類は、主たる販売商品によって小売業を分類している日本標準産業分類の分類方法を踏まえたものである。

したがって、容器包装多量利用事業者は、自らの行う小売業の主たる販売商品を所管する大臣に対して定期報告を提出することとする。

具体的な提出先については、別紙のとおりとする。

2．また、この定期報告については、容器包装の使用の合理化の取組の状況や結果を定期的に把握・評価することにより、事業者の使用の合理化の取組を着実に促すものである。このため、定期報告の提出先は一定程度継続的に同一の事業所管大臣とすることが望ましい。こうした観点を踏まえ、容器包装多量利用事業者の事業内容に大きな変更がない限りは、定期報告の提出先については、原則として1．の整理を踏まえ当初提出された事業所管大臣として運用することとし、当該提出先を事前に当該容器包装多量利用事業者に対して提示するよう努めることとする。

3．なお、法第7条の7第3項の命令に際し意見を聴く審議会等についても、定期報告の提出先の考え方に準拠して決定することとする。

## 定期の報告の提出先について

- ( 1 ) 織物・衣服・身の回り品小売業：経済産業大臣  
主たる販売商品が呉服、服地、衣服、靴、帽子、洋品雑貨、小間物等の小売業  
例)洋服店、靴小売業、かばん小売業等
- ( 2 ) 飲食料品小売業  
主たる販売商品が飲食料品（酒類を除く。）の小売業：農林水産大臣  
例)各種食料品店、肉屋、魚屋、洋菓子小売業、パン小売業、そう菜屋等
- 主たる販売商品が酒類の小売業：財務大臣  
例)酒小売業
- ( 3 ) 自動車部分品・附属品小売業：経済産業大臣  
主たる販売商品が自動車の部分品及び附属品等の小売業  
例)自動車タイヤ小売業、カーアクセサリー小売業等
- ( 4 ) 家具・じゅう器・機械器具小売業：経済産業大臣  
主たる販売商品が家具、じゅう器、家庭用機械器具等の小売業  
ただし、主たる販売商品が医療機器の小売業は厚生労働大臣も提出先となる。  
例)家具小売業、電気機械器具小売業、パーソナルコンピュータ小売業等
- ( 5 ) 医薬品・化粧品小売業  
主たる販売商品が医薬品等の小売業：厚生労働大臣  
例)医薬品小売業、調剤薬局  
主たる販売商品が化粧品等の小売業：経済産業大臣  
例)化粧品小売業
- ( 6 ) 書籍・文房具小売業：経済産業大臣  
主たる販売商品が書籍、雑誌、新聞、紙、紙製品、文房具等の小売業  
例)書店等
- ( 7 ) スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業：経済産業大臣  
主たる販売商品がスポーツ用品、がん具、娯楽用品、楽器、レコード等の小売業  
例)運動具小売業、おもちゃ屋、洋楽器小売業等
- ( 8 ) たばこ・喫煙具専門小売業  
主たる販売商品がたばこの小売業：財務大臣  
例)たばこ専門小売店  
主たる販売商品が喫煙具の小売業：経済産業大臣  
例)喫煙具専門小売店
- ( 9 ) 各種商品小売業：経済産業大臣  
事業の性格上、いずれが主たる販売商品であるか判別できない小売業  
例)百貨店・デパートメントストア、総合スーパー、コンビニエンスストア
- ( 9 ) の各種商品小売業については、衣、食、住にわたる商品を小売しており、上記( 1 ) から( 8 )  
までに掲げる「主たる販売商品」の各販売額割合を一つの目安とするものとする。